

相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書

去る2月9日午前9時ごろ、うるま市伊計島の海岸で米軍普天間基地所属のMV22 オスプレイの重さ13キログラムのエンジン吸気口の一部が民間人によって発見された。米軍からは航空機の危険物落下に関する通知はなかった。沖縄県内では今年に入ってから、1月6日に米軍普天間基地所属UH1Yヘリコプターがうるま市与那城伊計の海岸で不時着し、2日後の1月8日にも米軍普天間基地所属のAH1攻撃ヘリコプターが読谷村の一般廃棄物最終処分場の敷地内に不時着する事故が相次いで起きている。また、米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機が、重さ約1.4キログラムの部品を2月27日に落下させながらも日本政府に対して3月5日まで報告がされなかった事件も起きていることから、隠蔽の意図があったと疑わざるを得ない。昨年から米軍機による事故が頻発しており、今年に入ってから事故が繰り返される極めて異常な事態に市民からは怒りと不安の声が上がっている。

本市議会は、米軍機の事故等に対し、これまで幾たびも事故の原因究明と再発防止、その間の飛行中止を強く要請してきたところであり、昨年12月13日に発生したCH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関しても抗議決議と意見書を出したにもかかわらず、またしてもこのような事態が発生したことは市民・県民の生命と生活を軽視するものであり、断じて容認できず、米軍の安全管理体制の無責任さに強い憤りを禁じ得ない。これ以上、基地があるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、事態が一向に改善されない現状を危機感を持って受けとめ、市民・県民の懸念の払拭に向け、全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本市議会は市民の生命、財産、安全を守る立場から、相次ぐ米軍機の事故等に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、再発防止のために在沖米軍の全航空機の総点検を行うこと。また、その間の飛行を停止すること
- 2 普天間基地の5年以内（2019年2月末日まで）に運用停止すること
- 3 在沖米海兵隊を早期に国外・県外に移転すること
- 4 日米地位協定の抜本的改定を行うこと
- 5 日米両政府においては、米軍関係の事件・事故の改善に向け、当事者として責任を持って対処すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長